

当別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し概要について

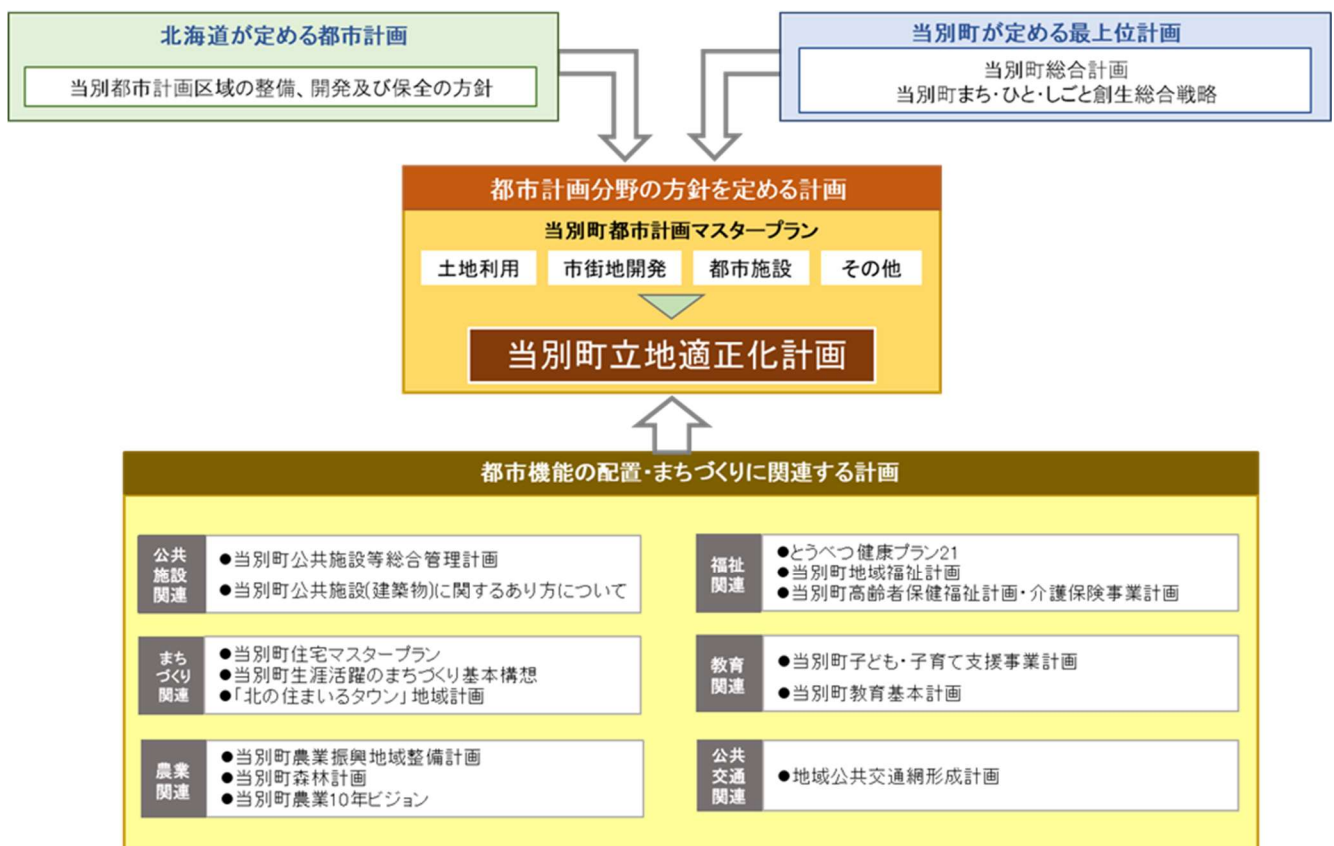
(1) 当別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて

①整備、開発及び保全の方針の位置付け

北海道が定める、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、都市計画区域ごとに区域区分の決定の有無とその方針を定めるとともに、都市計画の目標並びに土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるよう努めるものとされており、全ての都市計画はこれに即することとされています。

また、町では、「総合計画」と「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した、市町村の都市計画に関する基本的な方針（当別町都市計画マスタープラン）を定めるものとされており、全ての都市計画はこれに即することとされています。

これらマスタープランは、都市の将来像を明確にするとともに実現に向けての道筋を明らかにするものであり、具体の都市計画が円滑に決定されるための指標であります。



②第2回定時見直しにおける目標年次

北海道が定める、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、平成15年(2003)から16年(2004)に当初決定を行い、その後平成23年(2011)に第1回定時見直しを行っています。

現計画である都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では目標年次を令和2年(2020)としていることから、今回、第2回定時見直しを実施します。

第2回定時見直しにあたっては、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、直近の国政調査結果が示されている平成27年(2015)を基準年として、都市計画運用指針を踏まえた上で第2回定時見直しからおおむね10年後である平成42年(2030)を目標年として策定します。

③第2回定時見直しにおける道と市町村の役割分担

市町村は都道府県に対して都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案の内容となるべき事項を申し出ることができ、また都道府県が関係市町村に対して必要な協力を求めることができることとされています。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しにあたっては、当該都市の現状・課題をより把握しているのが各市町村であること、また各市町村が策定する市町村マスタープランは都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即することとされていることから、各市町村が見直し案を作成することが望ましいとされております。

以上のことから、第2回定時見直しにあたっては道に対する案の申し出を行い、一方、道では各市町村からの申し出案をもとに国等の関係機関との協議調整を経て変更原案を作成し、法に基づく手続きを進めることとしています。

④当別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し概要

今回の見直しについては、北海道による表現方法の統一に伴う修正、令和2年3月に策定されました、「当別町第6次総合計画」、「当別町立地適正化計画」に基づく修正、並行して進めております「当別町都市計画マスタープラン」の見直しに合わせた修正をしています。

(2) 主な見直し箇所

(※新旧対照表を参照)

箇所	内容	見直しの方向性								
I. 都市計画の目標 1. 基本的事項 (P1)	<p>(2) 範囲</p> <p>本区域の範囲及び規模は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="371 439 1102 584"> <thead> <tr> <th data-bbox="371 439 587 495">当別町都市計画区域</th> <th data-bbox="587 439 759 495">市町名</th> <th data-bbox="759 439 932 495">範囲</th> <th data-bbox="932 439 1102 495">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="371 495 587 584">当別町</td> <td data-bbox="587 495 759 584">当別町</td> <td data-bbox="759 495 932 584">行政区画の一部</td> <td data-bbox="932 495 1102 584">約 <u>16,768</u> ha</td> </tr> </tbody> </table>	当別町都市計画区域	市町名	範囲	規模	当別町	当別町	行政区画の一部	約 <u>16,768</u> ha	<p>⇒「(2)範囲」について、都市計画区域の面積が測量精度の高度化に伴い変更</p>
当別町都市計画区域	市町名	範囲	規模							
当別町	当別町	行政区画の一部	約 <u>16,768</u> ha							
I. 都市計画の目標 2. 都市づくりの基本理念 (P1)	<p><u>本区域は、道央広域連携地域石狩地域の北部に位置しており、道民の森に代表される豊かな森林等、当別川に育まれた雄大な自然のほか、開拓の歴史を伝える伊達記念館と異国情緒豊かなスウェーデンヒルズの街並みと国際交流の拠点であるスウェーデン交流センター、<u>北欧をイメージした三角屋根の外観が特徴的な北欧の風道の駅とうべつ、自然豊かな景色が見られる当別ダム等の観光資源を有している。</u></u></p> <p>明治4年の開拓以来、農業を基幹産業として発展し、人口は昭和63年の札幌大橋の開通やJR学園都市線の増便等、札幌市に隣接する地理的優位性により年々増加してきたが、平成11年をピークに減少に転じている。</p> <p>市街地は、本町市街地と太美市街地の2つの市街地で構成されているが、既成市街地では区画道路など都市基盤施設が未整備のまま宅地化が進み、小規模な未利用地が残されている等、<u>駅を中心としてより利便性の高い都市づくりを推進するため、市街地における都市機能の適切な配置と住環境の保全が課題となっている。</u></p> <p><u>当別町では、住民の生活のしやすさ・楽しさ、そして健康を守り、大都市近郊の緑豊かな住環境で子育て世代や学生を惹きつけ、また、年齢や障がいの有無等に関わらず、あらゆる人が幸せに暮らせることを目指すまちづくりとしている。</u></p> <p>今後のまちづくりとして、2つの市街地を中心に<u>都市機能を誘導する区域を定め、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能が集積し、子どもから高齢者まで、誰もが快適で暮らしやすい、コンパクトな市街地を形成し、低炭素都市構造づくり、駅や駅周辺のバリアフリー化や駅前広場の整備、都市の防災性の向上</u>を推進する。</p> <p>また、市街地周辺の広大な農地や森林の積極的な保全と活用を進め、豊かな自然景観と調和した土地利用を推進することが求められるため、当別町景観計画を基本とした<u>自然と調和した美しい田園のまち</u>を目指すとともに、生活基盤と産業基盤の均衡のとれた総合的な土地利用を計画的に推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次総合計画に基づく修正 (P5,12) ・当別町立地適正化計画に基づく修正 (P1.49) <p>⇒基本理念は総合計画に基づき見直し</p> <p>⇒2つの市街地を中心とした都市機能の誘導する方針を追加</p>								
III. 主要な都市計画の決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (P2)	<p>1) 主要用途の配置の方針</p> <p><u>本区域では、JR石狩当別駅及びJR石狩太美駅を中心とした2つの市街地で構成されており、計画的に市街地の整備が進められてきた。</u></p> <p><u>しかしながら、近年は人口減少、少子高齢化の進展、産業構造の転換等、都市をとりまく環境の変化に対応するため、安全で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトなまちづくり、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次総合計画に基づく修正 (P5,12,45) ・立地適正化計画に基づく修正 (P73) <p>⇒石狩当別駅、石狩太美駅を中心とした、コンパクトなまちづくりの方針を追加</p>								
III. 主要な都市計画の	<p>④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</p> <p><u>・樺戸町地区では、住居・商業・工業の各機能が混在した土地利</u></p>	<p>⇒国道275号線沿道については、準工業地域と住居</p>								

箇所	内容	見直しの方向性
決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (P3)	<u>用が見られるため、今後の土地利用の動向を見極めながら、必要に応じて特別用途地区や地区計画等を活用して、背後住宅地の住環境に配慮した適切な土地利用を図る。</u>	系の用途地域が混在しているため、住環境に影響を与えない範囲での工業系の建築が可能となるよう土地利用を図るため追加
Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (P4)	<u>(2) 市街地の土地利用の方針</u> <u>① 土地の高度利用に関する方針</u> <u>J R石狩当別駅及びJ R石狩太美駅周辺地区については、公共施設や医療・福祉・子育て支援・商業施設等の都市機能を誘導する区域として、地区計画等を活用し、低未利用地の有効活用及び高度利用を進め、生活拠点の形成を促す。</u>	・立地適正化計画に基づく修正 (P73,79) ⇒今後の駅周辺の高度利用を想定して追加
Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (P4)	<u>(3) その他の土地利用の方針</u> <u>② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</u> <u>・洪水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。また、気候変動により増大する水害リスクに対して、まちづくりにおける防災配慮について検討する。</u> <u>・土砂災害警戒区域に指定されているスウェーデンヒルズ地区等については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。</u> <u>・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、自主防災組織等の地域ネットワークを活かした、防災・危機管理体制の整備や地域防災力の強化、大規模災害時に対応できる消防団組織の整備など、地域で主体的に機能する防災体制の構築、多様な情報環境を活用した災害時における迅速な情報伝達手段の強化に努める。</u>	・地域防災計画に基づく修正 (P59.161) ⇒防災体制の構築や情報伝達手段の強化の方針を追加
Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (P5)	<u>(3) その他の土地利用の方針</u> <u>④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針</u> <u>・用途地域の指定のない区域のうち道央圏連絡道路(国道337号)及び国道275号の沿道については、本町市街地から太美市街地までの区間を農業振興と調和した優良企業の誘導を図る企業誘導ゾーンとして、新駅の設置予定地を含む太美市街地及び道の駅周辺から段階的な土地利用を図るため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、無秩序な土地利用を抑止し、良好な沿道景観や優良な農地の保全を図る。</u>	・都市計画マスタープランに基づく修正 (P27,43,51,54,59) ⇒企業誘導ゾーンと、新駅の設置予定地の追加 ⇒新駅予定地周辺から段階的な土地利用を進める方針を追加
Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 (P6)	(1) 交通施設 ① 基本方針 a 交通体系の整備の方針 <u>・当別町では、将来的な人口減少社会を見据えた中、持続可能な公共交通の実現を目指すために、「地域公共交通網形成計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。</u>	・第6次総合計画に基づく修正 (P47) ・都市計画マスタープラン (P29) ・立地適正化計画に基づく修正 (P74) ⇒持続可能な公共交通網の整備方針を追加
Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針	(1) 交通施設 ① 基本方針 a 交通体系の整備の方針	・第6次総合計画に基づく修正 (P16) ・都市計画マスタープラン

箇所	内容	見直しの方向性						
2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針（P6）	<ul style="list-style-type: none"> ・太美市街地の都市的住宅地については、地区内の円滑な移動や市街地中心部との接続等に必要道路網の形成について検討する。 <u>また、新駅の設置を予定していることから、新駅へのアクセス道路について検討し、交通結節点機能を確保する。</u> 	（P29） ⇒新駅設置予定に伴う、交通結節点機能の確保について追加						
Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針（P6）	（1）交通施設 ① 基本方針 b 整備水準の目標 <ul style="list-style-type: none"> ・交通体系については、広域かつ長期的視点に立って整備を図っていくこととし、当面次のような整備水準を目標とする。 ・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに、都市内の幹線街路網は各道路機能に応じて段階的な整備を進め、<u>将来の幹線街路網密度がおおむね 3.32km/km² となるように都市計画道路の整備を図る。</u> <table border="1" data-bbox="419 837 1106 1003"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27 年 (2015 年) (基準年)</th> <th>令和 12 年 (2030 年) (目標年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幹線街路網密度</td> <td>1.57 km/km²</td> <td>1.57 km/km²</td> </tr> </tbody> </table>		平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)	幹線街路網密度	1.57 km/km ²	1.57 km/km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・整備延長精査による幹線街路網密度の修正 ⇒現時点で整備することが決まっている街路がないことから、現状と同じ目標値
	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)						
幹線街路網密度	1.57 km/km ²	1.57 km/km ²						
Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針（P7）	（2）下水道及び河川 ① 基本方針 b 整備水準の目標 ア 下水道 <u>本区域の下水道普及率は、平成 27 年(2015 年)で 85.6%</u> であり、今後の土地利用と整合を図りながら整備を行う。	⇒下水道普及率を更新						
Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針（P8）	（2）下水道及び河川 ③ 主要な施設の整備目標 <u>おおむね、10 年以内に実施を予定する必要な事業は次のとおりとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・太美地区の老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。 ・<u>当別川の河川改修を促進する。</u> 	⇒今後の下水道整備の 10 年以内の目標を更新						
Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 <u>3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針（P8）</u>	<u>（1）主要な市街地開発事業の決定の方針</u> <u>J R石狩当別駅及び J R石狩太美駅周辺地区については、市街地再開発事業や地区計画等を活用し、低未利用地の有効活用及び高度利用を進め、中心市街地の活性化を図る。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 6 次総合計画に基づく修正（P5,12,45） ・都市計画マスタープランに基づく修正（P25,44,52） ・立地適正化計画に基づく修正（P73,79） ⇒石狩当別駅、石狩太美駅周辺における市街地再開発事業等を想定し追加 						

箇所	内容	見直しの方向性
Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針 (P8)	(1) 基本方針 <u>本区域</u> における緑地の形態は、市街地の北東部から北西部にかけ連なる樺戸山系の山々と、南東部から南西部に展開するなだらかな丘陵地が良好な自然景観を成しており、また市街地を流れる当別川及びパンケチュウベシナイ川の河川空間は良好な自然環境を形成している。 この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、 <u>かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように、緑地の再編、集約化を含めて適正に配置し、整備保全に努める。</u> <u>また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。</u>	・第6次総合計画に基づく修正 (P13) ・都市計画マスタープランに基づく修正 (P32,46,51) ⇒維持管理の効率化やコンパクトなまちづくり等の考えに基づき、再編や集約化を含めた方針に修正
Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針 (P8)	(2) 緑地の配置の方針 ① <u>緑地系統ごとの配置方針</u> a <u>環境保全系統</u> <u>都市の骨格となる緑地として、白樺緑地及び当別川河川緑地を配置する。</u> b <u>レクリエーション系統</u> <u>日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園を各街区に、近隣公園を各住区に、それぞれ配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、若葉公園及び当別川河川緑地を配置する。</u> c <u>防災系統</u> <u>災害時における避難地及び防災拠点として、街区公園、近隣公園、若葉公園及び白樺緑地を配置するとともに、周辺環境の保全を図る。</u> d <u>景観構成系統</u> <u>郷土的景観の中でシンボリック的存在となっている当別川に当別川河川敷地を配置するとともに、市街地内の身近な景観緑地として阿蘇公園を配置する。</u> e <u>その他の系統</u> <u>地域特有の歴史を有する阿蘇公園を配置する。</u>	⇒修正はないが、新たに系統別に振り分けている
Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針 (P9)	(2) 緑地の配置の方針 ② <u>コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針</u> <u>コンパクトなまちづくりを進めるために、区域内の公園緑地の適正配置を進める。</u> <u>また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した公園緑地の再編、集約化を含めた適正配置を実現する観点から長期末着手である若葉公園及び当別川河川緑地の一部見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。</u>	・第6次総合計画に基づく修正 (P13) ・都市計画マスタープランに基づく修正 (P32,46,51) ⇒維持管理の効率化やコンパクトなまちづくり等の考えに基づき、再編や集約化を含めた方針に修正

(3) 当別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定スケジュール

	検討過程	都市計画審議会
令和2年7月	北海道へ案の申し出（中間）	令和2年第2回都市計画審議会 ・ 諮問 ・ 答申
8月	パブリックコメント （北海道実施）	
9月		
10月		
11月		
12月		
令和3年1月	案の縦覧（北海道実施）	
2月		
3月	都市計画変更告示	